

2024年9月24日

被保険者 各位

石原産業健康保険組合

令和6年10月法改正に伴う、被扶養者資格に関するお知らせ

令和6年10月1日から法改正により、社会保険の適用範囲が拡大されます。

これに伴い、一部のパート・アルバイトの被扶養者の方が、勤務先の健康保険組合に加入し、被保険者となる可能性があります。

石原健保の被扶養者資格基準内の収入でも、法改正の対象となる場合は、石原健保の被扶養者資格を喪失することになります。

勤務先の健康保険組合に加入する被扶養者の方につきましては、以下の届出が必要となりますので、被扶養者の方に状況確認をお願い申し上げます。

被扶養者資格喪失の手続きには、以下の書類が必要です：

- ・健康保険被保険者被扶養者届の提出
- ・被扶養者の方の健康保険証の返却

上記書類を当組合に提出してください。

具体的な変更内容等の詳細は、下記健保HPをご確認ください。

【お知らせ】令和6年10月から短時間労働者の被用者保険適用範囲が拡大されます

URL：<https://www.kenpo.gr.jp/isk-kenpo/contents/topics/2024/02hokai.html>

※被扶養者の勤務先健康保険組合加入と同時に石原健保の被扶養者資格は喪失となります。資格喪失後に当組合の健康保険証を使用し、医療機関を受診された場合、受診にかかる医療費を返還いただくこととなりますので十分ご注意ください。